別紙1　印紙税額 判定フロー早見表

（基本契約書・注文請書）

株式会社長谷工コーポレーション

協力会社様用

契約書に貼る収入印紙の要否と金額を、上から順にご確認ください。

STEP 1

電子契約ですか？

- **はい（クラウドサイン等の電子契約サービスで締結）**
 → 収入印紙の貼付不要（印紙税は課税されません）
 FAXやメールで契約書を送付しただけでは、電子契約として認められません
- **いいえ（紙の契約書）** → STEP 2 へ

※電子契約を印刷して保管するだけでは印紙税は課税されませんが、改めて署名・押印した契約書を交付した場合は課税文書となり収入印紙が必要です。

STEP 2

どの文書に当たる？（記載内容で判定）

- **継続的取引の基本となる契約書（基本契約書）**
 →第7号文書／一律4,000円
- **うち契約期間3か月以内・更新の定めなし**
 → 第7号文書除外→第2号文書→ STEP 3 へ
- **請負契約書・注文請書**
 → 第2号文書→ STEP 3 へ
- **個別単価契約書**→ 第2号文書→ STEP 3 へ

題名ではなく「記載内容」で判定します。

STEP 3

第2号文書（建設工事請負契約書）の金額判定

- **記載された契約金額で印紙税額が決まります。**
 → 下の「金額別 印紙税額」表でご確認ください
- **記載金額が200万円超なら 200円では不足します。**

契約金額の記載がない場合は一律 200円です。

STEP 3 第2号文書（建設工事請負契約書）の金額別 印紙税額

契約金額	記載なし	1万円未満	1万円超～100万円以下	100万円超～200万円以下	200万円超～300万円以下	300万円超～500万円以下	500万円超～1,000万円以下	1,000万円超～5,000万円以下	5,000万円超～1億円以下	1億円超～5億円以下	5億円超～10億円以下
印紙税額	200円	非課税	200円	200円	500円	1,000円	5,000円	1万円	3万円	6万円	16万円

（税額は令和8年4月1日現在・国税庁 No.7102／7104／7108 準拠）

【要注意】よくある誤解

「契約期間3か月以内かつ更新の定めなし」＝一律200円 ではありません。

第7号文書（4,000円）から『除外』されるだけで、その後は請負内容に応じ第2号文書として金額で再判定します。記載金額が200万円超なら200円では不足します。